令和元年度第1回群馬県手話施策推進協議会 議事録

事務局 障害政策課 特別支援教育課

- 1 日時 令和元年6月18日(火) 13時55分から16時05分まで
- 2 場所 群馬県庁 7階 審議会室
- 3 出席者 委員14名、事務局9名

4 議事

- (1) 平成30年度手話施策実施状況について
- (2) 群馬県手話施策実施計画の改訂について

【資料説明】

(事務局)

資料1及び2に基づき、平成30年度手話施策実施結果等について説明。

【質疑応答】

(千明委員)

聾学校の児童及び生徒で、学童保育と放課後等デイサービスを利用している人数を教えて欲しい。また、受入先が少ないという声もあるが、今後の対応についても教えて欲しい。

(事務局(近藤補佐))

利用人数については、教育委員会では把握しておらず、聾学校か障害政策課の放課後 等デイサービスを所管している係が把握しているかと思う。

(土橋委員)

利用人数については、手持ち資料として持参していないためお答えできないが、本校からは前橋市にある「きらきら」という事業所に通っている児童がいる。また、本校には寄宿舎もあるため、放課後に寄宿舎で過ごす児童もいる。

(金澤委員)

放課後等デイサービスと聾学校が、どのように連携を取っていくかが一つの鍵ではな

いかと考えている。例えば、東京都の大塚聾学校と学校の時間外に活動する大塚クラブが連携している事例がある。土曜日の活動では、放課後活動とは異なり、積極的に教員にも参加頂いて、普段の教育では取り組めない指導など、教員のスキルアップの場としても活用している。県の聾学校では、群馬県聴覚障害者連盟(以下、「群聴障連」という。)から派遣される外部講師により手話を教えているが、聾学校の教員向けに教育に精通した方が手話を教えた方が良いと個人的には考えている。

(早川委員)

聾学校に通う児童は、一般の児童館に通うことはコミュニケーションの問題があり難しい。「きらきら」などの事業所があることが周知されると、聾学校に通う子どもたちが放課後に利用できるためよいと思う。

(土橋委員)

本校の児童は、「きらきら」と学校、保護者の三者でサービス等利用計画を考え、放課後等の充実を図っている。先ほど金澤委員から大塚クラブが実施する土曜日の活動の紹介があり、とてもよい取り組みだと思う。ただ、群馬県では居住地域が広範囲であるため、土曜日に本校で事業を実施する意義などについては、事業所と考えていかなければならない。

外部講師の件については、群聴障連から派遣していただき職員に対して研修を実施しているが、職員が子ども同士の会話をすべて理解することは難しい。そのため、講師は職員の研修だけでなく授業に関与してもらうこともあり得るかと思う。現在、コミュニケーション支援員(仮称)を検討していただいているが、このような取り組みが出来れば、より深い対話が出来るのではないかと考えている。

(金澤委員)

コミュニケーション支援員(仮称)について、質問したい。

毎年の実績報告で、文科省の予算が取れていないため「研究中」と書かれているが、研究の成果はどうなのか。当該支援員は、どのような資格を持ち、学校でどのような相手にどのような関与をするのかなど、当該支援員の中身をそろそろ明らかにしてもよいのではないか。

また、手話言語条例12条(学校における手話の普及)は、教育の問題をなんとかしたいと考え作ったものだが、報告内容を読むと、「文科省の予算が採れないから事業が出来ない」と読めてしまう。求めすぎかも知れないが、これは県で必要な予算を確保して実施していかなければならないのではないか。それも含めて当該支援員について、さらに議論してもよいと考えている。

(事務局(近藤補佐))

先ほど土橋委員からもあったが、学校の中で教員が伝えきれない手話や子ども同士の 関係を助ける役割も必要だと感じている。また、教員がスキルアップできていない段階 での通訳の支援も考えている。聾学校で求めているものや実態を踏まえ、検討を進めて いるところ。今年度は計画の最終年度ということもあり、研修の拡大など視点を変えて 研究を形にしたいと考えている。

(早川委員)

遠隔手話通訳サービスの利用件数が、5件から4件に減っている原因はどのようなことが考えられるか。

(事務局(篠原係長))

原因としては、設置場所の問題が考えられる。県としては、より多くの利用が図られるよう考えていきたい。

(早川委員)

設置場所について、意見はあるか。

(千明委員)

遠隔手話通訳サービスの利用件数は、設置場所による影響が大きいと思う。現在は、 スマホやタブレットが普及したことで、ろう者同士がスマホやタブレットのテレビ電話 機能を使ってやり取りしていることが多く見られる。

そのため、遠隔手話通訳サービスの受け手側である群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ(以下、「コミプラ」という。)が常に待機できている状況であるなら、一般の端末から常にアクセスできるようにすれば、より有効な事業になるのではないか。ただ、需要を考えるとかなりの増加が予想され、対応する体制の整備が難しいことから、今後、検討が必要となる。

(事務局(井上課長))

現在設置しているタブレット端末は、ろう者が県の機関を利用するという観点から設置している。市町村では窓口などで手話通訳者を設置して対応しているところもあるが、 県の窓口では利用が少ない現状にある。

ただ、ろう者がどこでもタブレット端末による遠隔手話通訳を利用し、通訳をお願いすることが、本当に良いことなのかという議論もある。

遠隔手話通訳サービスのニーズが高いと思われる場所にタブレット端末を設置する ことが大切ではないかと考える。例えば、警察が所管する場所などが考えられるが、ろ う者がどこに設置して欲しいかを再度検証することが必要である。今後は県だけでなく 本協議会の委員の皆さんと一緒に考えていきたい。

(早川委員)

他に意見がなければ、「(2) 群馬県手話施策実施計画の改定について」事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

資料3から6に基づき、群馬県手話施策実施計画の改定について説明。

(山後委員)

資料3にある、計画の期間について質問したい。

手話施策実施計画、バリアフリーぐんま障害者プラン、福祉プランの計画期間は、それぞれ4年間、3年間、5年間となっている。手話実施計画は途中見直しを行うのか。また、それぞれの計画の期間が異なるため、期間を統一することはあるのか。

(事務局(井上課長))

手話施策実施計画は、本協議会を毎年開催し、事業の実施状況等を報告し、各種施策を進めている。各プランと合わせる必要が出てきた場合は、再度検討する必要があるが、現時点で中間見直しを行うことは考えていない。また、その他のプランと期間を統一することについては、各プランで計画期間が決められているため調整が困難である。

(小林委員)

手話通訳者養成研修については、コミプラで養成講座の数を増やして受講しやすい環境の整備に努めていただいている。しかし、講座の数を増やしても市町村が養成する奉仕員の数が増えないと、手話通訳者の増加にはつながらない。県は市町村事業である奉仕員養成講座に関与することは難しいと思うが、奉仕員養成講座の指導者養成を県で担うことは出来ないか。また、群馬大学の養成講座で講師をされている方に講師をお願いすることも一つの方法なのではないか。

(金澤委員)

群馬大学で協力できることがあれば協力する。群馬大学は、厚労省が定めたカリキュラムに準拠しているが、厚労省が作った研修とは別の切り口で研修を行っている。厚労省にカリキュラム等を相談した際、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座のテキストは、全国手話研修センターが作成したものにすぎず、そのテキストを使わなければならないというわけではないとのことだった。

各種条例の施行や電話リレーサービスを国家事業にすることなどにより、手話通訳者の需要は増えるが、ニーズに対して圧倒的に不足しており、全国的に危機的な状況である。そのため、普及啓発も大切だが、手話通訳者養成事業に対して予算を重点的に充てた方がいい。県やコミプラだけでなく、講師の教え方は今のままでいいのかなど、この協議会の委員全員で考える必要がある。

(早川委員)

手話奉仕員講座は各地域で実施してるが、手話通訳者養成研修は前橋市の会場のみで 実施している。手話通訳者を目指す遠隔地在住者は、なかなか前橋市の会場まで通うこ とが難しい実態があり、手話通訳者が増えない要因の一つである。コミプラのみで責任 を負うのではなく、皆さんの地域でそれぞれ養成をしていくことで、手話通訳者が増え るのではないかと思う。県内の少なくとも2会場で手話通訳者養成研修を実施すれば、 通訳者は増えていくと考えている。

(金澤委員)

あえて申し上げるが、実践コースを修了した人の中で、何人が手話通訳者となっているのかということを議論する必要があるのではないか。また、講師の数が少ない中で、会場の数を増やすということはあまり生産的ではないと思う。各コースを修了した人を確実に次のステップに上げるカリキュラムに変えるなどの対策が必要ではないか。

(千明委員)

高崎市の実情について話をしたい。

高崎市は手話言語条例が施行されてから、なかなか手話奉仕員養成講座の受講者が増えないという現状があった。先ほど金澤委員から講座の数を増やすのはどうなのか、というお話しがあったが、まずは数を増やして土俵に乗ってもらうことが必要なのではないか。高崎市では、これまで手話奉仕員講座の各コースを年に1回(昼・夜1回ずつ)実施していたが、仕事等の関係で、なかなか受講が難しい人もいた。そのため、平成30年度からは各コースの講座回数を2倍に増やし、今年度からは対象者を18歳以上から小学生まで範囲を拡大し、講座を受講する人の増加を図った。

また、手話奉仕員講座は、入門コースが23回、基礎課程が30回と長期間受講しなければならず、受講者の負担が大きいかと思う。

さらに、入門課程を受ける前に手話に興味を持ってもらうことが必要だと考え、平成30年度から3日間だけの手話体験講座を開催した。

(鈴木委員)

前橋市の実情についても話をしたい。

手話奉仕員養成講座は、入門課程が5月から10月、基礎課程が5月から12月の開催となる。講座修了後は、手話通訳者養成課程に進み、手話通訳者を目指していただきたいということや、手話サークルに入り、手話に継続して関わっていただきたい旨、お願いしている。

また、手話に興味がある方などを対象に、平成28年度から1日間の手話体験教室を年2回開催し、手話奉仕員養成講座の受講につながるよう努めている。

さらに、手話奉仕委員養成講座の講師が少ないということで、平成29年度から手話 奉仕員養成担当講師連続講座への参加費補助事業を実施している。

県の手話施策実施計画については、事務局から説明があったとおり基本理念や基本方 針の変更は不要かと考えている。ただ、今後、計画の中には、数値目標をいくつか設定 するといいのではないかと思う。

(土橋委員)

本校では手話通訳者として地域で活躍している職員が4~5人おり、手話通訳者として派遣され、地域での行事に参加している。教育に携わりつつ、地域での行事に参加できることはいいことなので、引続き進めていきたいと考えている。

(早川委員)

館林地域では6市町で手話奉仕員養成講座を開催している。その中で手話通訳者になりたいという若い人がいるが、手話通訳者養成講座を受講するには前橋市の会場に行く必要があることから、諦める人がいるため、館林地域の手話通訳者が増えないという現状がある。高齢化などにより手話通訳者が少なくなっているため、開催場所の工夫をしていただきたい。

(金澤委員)

教育委員会の関係で1つお話ししたい。

学習指導要領で書かれていることは、条例の有無に関わらず実施することとなる。例えば乳幼児期に関して、「個に応じた言語の獲得、発達の支援」は今まで聾学校で実施してきたこと。手話言語条例は、これに加えて、ろうの子ども同士の共通言語は出来ているのかという観点で考えて作られている。これらのことを念頭に実施計画と実績を見たとき、計画の基本方針などには「手話」という言葉が出てくるが、実績になると「手話」という言葉がなくなり「様々な」などの言葉になっている。ここで書くべきことは、あくまでも「手話」に関して何をしているかに絞って書いていただくものだと考えるため、見直しをしていただきたい。

(小林委員)

乳幼児期の手話の環境整備について、乳児 $(0 \sim 2$ 歳) は教育の対象ではないということを聞いた。そのため、乳児や母子支援は子ども未来部が関与し、何か出来ないかと思っている。

(早川委員)

人工内耳について、情報提供したい。全国各地で子ども達へ人工内耳を入れることを 医師が勧める動きが広まっている。医師の中には、聞こえなければ人工内耳を入れて聞 こえるようにすれば、手話はいらないという考えの人がいる。

そうではなく、人工内耳にするか否かや、手話があるということを保護者に対してしっかり説明できる環境を作って欲しい。未来を託す子ども達にとって、どうすることが一番良いかを考えていただきたい。

(土橋委員)

聾学校では乳幼児相談等を実施している。確かに幼稚部では人工内耳を入れている子どもの数は増えている。しかし、幼児の教育は、すべての活動を通して言葉を教えていくものであり、教員も保護者も手話を用いて教育しており、保護者に対しても手話の有用性を伝えているところである。

以上